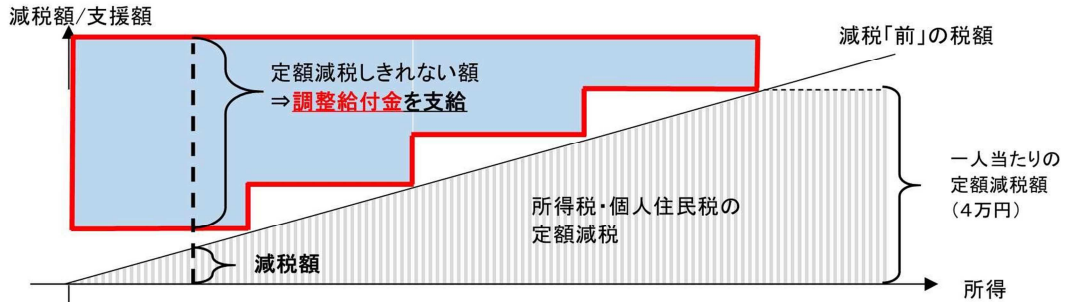


「定額減税しきれないと見込まれる方」への給付金(「調整給付金」)のご案内

「調整給付金」とは？

前ページ記載の定額減税について、定額減税しきれないと見込まれる方に対して、当該定額減税しきれない額を1万円単位に切り上げて算定した「調整給付金」が支給されます(注1)。

＜調整給付金のイメージ(注2)＞



(注1) 令和6年度分個人住民税所得割額及び令和6年分推計所得税額(令和5年分所得税額)に基づき、給付額を算定のうえ、令和6年1月1日時点で笠間市に住民票のある方に支給します。

令和6年分の所得税が令和5年分の所得税よりも減少した場合等には、令和6年分の所得税の確定後に、給付金を追加で支給する場合があります。

(注2) 所得税及び個人住民税所得割それぞれで定額減税しきれない額を算出し、両者を合算の上、1万円単位に切り上げた額が支給額となります。

支給対象者・支給金額について

所得税と個人住民税所得割の少なくとも一方を納められており、定額減税しきれない額が生じることが見込まれる方が支給対象者です。

給付金の支給手続き

マイナンバーカードと紐づけて、公金受取口座の登録をされている方につきましては、通知書を6月14日(金)に発送いたします。通知書の返送は不要です。

それ以外の対象の方につきましては、確認書を6月18日(火)に発送いたします。確認書が笠間市に返送されてから、3週間程度で給付金を振り込みます。なお、確認書の返送期限は令和6年10月31日(木)です。

コールセンターについて

令和6年6月19日(水)から令和6年7月31日(水)までの期間は、コールセンターを設置します。

電話番号 050-5810-5591 (6/19-6/28 9:00~19:00、土日祝日を除く)
(7/1-7/31 9:00~17:00、土日祝日を除く)

調整給付金についての詳細は、
右の二次元コードをご参照ください。



市ホームページ



内閣官房ホームページ